

学園東町ふれあいのまちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「学園東町ふれあいのまちづくり協議会」（以下、「東町ふれ協」という）という。

(活動の拠点)

第2条 この会の活動の拠点は、学園東地域福祉センター（以下、「福祉センター」という）とする。

(目的)

第3条 この会は、ふれあいを大切に相互の知恵と力を出しあい、地域の各団体と連携を広げ、すべての住民が安全で安心して生き生き暮らすふれあい福祉のまちづくりをすすめる。また、福祉のまちづくりの拠点である福祉センターを、住民の協力を得て運営し、積極的な活用を進める。

(活動内容)

第4条 この会の目的を達成するために、次のような活動に取り組む。

- (1) 住民のふれあいの輪を広げるふれあい活動
- (2) 福祉のまちづくりをすすめる地域福祉活動
- (3) 住民の安心と安全に取り組む地域防災活動
- (4) 各団体との連携を広げる連携・協働活動
- (5) 積極的な活用を広げる福祉センターの運営
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第5条 この会は、ふれあい福祉のまちづくりを共にすすめる東町小学校区内の住民の代表、各団体、個人で組織する。

2 委員は40名程度とし、構成メンバー及び各定数は次のとおりとする。

(自治会関係)

学園東町連合自治会	2名
学園東町各自治会または管理組合	各1名

(各団体関係)

学園都市地区民生委員児童委員協議会	3名以内
青少年育成協議会学園都市支部	1名
太山寺中学校育友会	1名
東町小学校保護者会	1名
学園シニアクラブ	3名以内
利用サークル代表	1名
その他関係団体	若干名

(ボランティア関係)

地域ボランティア	15名以内
----------	-------

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、会計年度の1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じて補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員とその任務)

第7条 委員の中から次の役員を選出する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 専門部長 | |

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

副委員長のうち1名は連合自治会副会長とする。

4 会計は、経理会計事務を担当する。

5 書記は、各種の事務を担当する。

6 専門部長は、専門部を担当する。

防災福祉コミュニティ部長は連合自治会防災理事とする。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は立候補、推薦を受け付け総会で承認を得る。

(会議)

第9条 この会の運営のため、委員長は、総会、委員会及び役員会を招集し開催する。

2 総会は年1回開催し、3分の2以上の委員の出席で成立する。

3 次に掲げる事項は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(可否同数のときは議長が決する)

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 役員承認

(4) その他、会の重要事項

4 委員会は、原則として毎月1回開催する。

(1) 委員会は、総会に次ぐ決議機関とする。

5 役員会は、必要に応じて開催し、委員会に提案すべき事項の検討、またはこの会から一任された案件等を審議、執行する。

6 委員長は、2名以上の委員が会議に付する議題を示して会議の開催を要請したときは、正当な理由がない限り、会議を開催しなければならない。

(専門部)

第10条 この会の目的の実現と発展を目指し専門部を置き、各々次のような活動に取り組む。

(1) 交流部(旧行事部) 主として地域住民のふれあい交流事業に携わる。

(2) 福祉部 主として地域住民の福祉のまちづくり活動を進める。

(3) 防災福祉コミュニティ部 地域住民の防災啓発活動に取り組み、防災機器の管理・運用、地域防災の把握に携わる。

(4) 広報部 広報誌「ふれあい学園東町」の発行をとおして、ふれ協活動を周知し地域住民の交流を図る。

(5) 総務部 他団体との連携を深め、連絡・調整を行い、この会の円滑な活動に配慮し、書類等の管理にあたる。

(6) 施設管理部 福祉センターを管理・運営し、積極的な活用を進める。

2 この会の目的に沿った事業を進めるため、前項以外に専門部を置くことができる。

(財源)

第11条 この会の財源は、神戸市からの運営交付金及び各種助成金、その他の収入によるものとする。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監事)

第13条 この会は、委員以外から監事2名を選任する。

2 監事は、会計・経理の事務及び業務の進め方を監査する。

(顧問)

第14条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この会において推薦し、委員長が委嘱する。

(規約の変更)

第15条 この会の規約を変更するときは、第9条3項の規定にかかわらず総会において、全委員の過半数の賛同を必要とする。

(その他)

第16条 この規約の施行に関し、必要な細則は別途定める。

付 則

- (1) この規約は、平成5年8月7日から施行する。
- (2) この規約は、平成10年5月9日より改正施行する。
- (3) この規約は、平成13年5月12日より改正施行する。
- (4) この規約は、平成18年5月13日より改正施行する。
- (5) この規約は、平成19年5月12日より改正施行する。
- (6) この規約は、平成20年5月10日より改正施行する。
- (7) この規約は、令和元年(2019年)5月11日より改正施行する。

改正内容は以下である。

- 第5条2 構成委員数の変更 学園東町連合自治会、学園都市地区民生児童委員協議会、利用サークル代表、地域ボランティア
- 第7条 (3) 会計の人数変更、(4) 書記の人数変更
- 第7条3に“副委員長のうち1名は連合自治会副会長とする。”を追記
- 第7条6に“防災福祉コミュニティ部長は連合自治会防災理事とする。”を追記
- 第10条(1) 行事部を交流部と改名
- 第13条2に“及び業務の進め方”追記